

# 土浦市シティプロモーションサイトに係る会員（「つちうら」まちのレポーター）利用規約

## （規約の趣旨）

第1条 この規約は、土浦市（以下「市」という。）が提供する土浦市シティプロモーションサイト（以下「本サイト」という。ただし、様式の名称を除く。）に係る会員の利用及び登録条件について必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この規約において「会員」とは、本規約を承諾し、登録の申請を行い、かつ、市の承認を受けたものをいう。

## （登録申請）

第3条 本サイトには、1人1件のみの登録ができるものとする。

2 本サイトに登録しようとするものは、土浦市シティプロモーションサイトに係る会員（「つちうら」まちのレポーター）登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容を確認し適当と認めるときは、登録の承認をするものとする。

4 前項の規定により登録の承認を受けた者には、氏名及びレポーター名、写真を付した会員証を発行する。

5 会員は会員証を破損し、又は紛失したときは、市長に申し出ることにより、再発行するよう請求することができる。

## （ID及びパスワードの管理）

第4条 会員は、本サイトに登録したID及びパスワードにつき自ら責任をもって管理しなければならない。

2 会員は、本サイトのID及びパスワードの譲渡、名義変更、売買などを行うことができない。

3 市は、本サイトのID及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の責任を一切負わないものとする。

## （登録情報）

第5条 本サイトに登録しようとする者は、申請する情報の全ての項目に関して、虚偽の申告をしてはならない。

2 市は、登録情報を所有し、個人が特定できる情報については本サイト会員による明示の承諾によるものを除き、一切外部への提供は行わないもの

とする。

- 3 会員は、氏名、レポーター名、住所、電話番号、メールアドレスその他の登録情報に変更が生じた場合は、土浦市シティプロモーションサイトに係る会員（「つちうら」まちのレポーター）登録変更届（様式第2号）により速やかに市長に届け出るものとする。

（会員の禁止事項）

第6条 会員は、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- （1）公序良俗に反する行為
- （2）法令に違反する行為
- （3）土浦市及び他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為
- （4）土浦市及び他の会員又は第三者を誹謗（ひぼう）又は中傷する行為
- （5）土浦市及び他の会員又は第三者に不利益を与える行為
- （6）選挙運動又はこれに類似する行為
- （7）政治活動、布教活動又はこれらに類似する行為
- （8）前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と判断する行為

（著作権等）

第7条 会員は、事前に市長又は著作権者の特段の許諾がある場合を除き、原則として、本サイトを通じて提供される著作物を、著作権法（昭和45年法律第48号）で定める私的使用の範囲内でのみ利用するものとする。

（会員の登録の取消し）

第8条 市長は、会員に次に掲げる行為があった場合は、その登録を取り消すことができる。

- （1）会員ID名又はパスワードの不正使用
- （2）本規約に係る違反行為
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が不正と認める行為

2 市は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

3 会員は、前項の規定により登録を抹消されたときは、本サイトで保有する全ての権利を失う。

（登録廃止）

第9条 会員は、登録を廃止しようとするときは、土浦市シティプロモーションサイトに係る会員（「つちうら」まちのレポーター）登録廃止届（様式第3号）を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の廃止届の提出があったときは、当該会員の登録を廃止するものとする。

(利用料金)

第10条 本サイトへの会員及びサービスの利用は、無料とする。ただし、インターネットへの接続に要する費用及び公開情報の作成に要する費用は、各会員の負担とする。

(サービスの中断、停止)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員の承諾なしにサービスの一部又は全部を一時中断又は停止することができる。

(1) 本サイトのシステム（以下「本システム」という。）の定期保守及び更新並びに緊急の場合

(2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、サービスの提供が困難な場合

(3) インターネットを通じての不正な侵入により、サービスの提供が困難な場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、不測の事態により市がサービスの提供を困難と判断した場合

2 前項の一時中断又は停止により会員に不利益又は損害が発生した場合であっても、市は、その不利益又は損害に対して責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更、追加、中止)

第12条 市は、会員の承認なしに、サービスの内容を変更、追加又は中止することができる。

2 前項の変更、追加又は中止により会員に不利益又は損害が発生した場合であっても、市は、その不利益又は損害に対して責任を負わないものとする。

(本システムの停止)

第13条 市は、一定の予告期間をもって本システムを停止することができる。

(市の免責等)

第14条 市は、理由のいかんを問わず、本サイトの提供が遅延し、又は中断したことに起因して会員又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

2 市は、会員が本サイトの利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について、一切の保証責任を負わないものとする。

3 市は、前項の情報等に起因して生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとする。

4 本サイトを通じて提供される情報に関し、会員と他の会員又は第三者と紛争が生じた場合、会員は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、市に損害を与えないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第15条 本サイトの利用に関して、市と会員との間に、訴訟の必要性が生じた場合は、水戸地方裁判所土浦支部を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(規約内容の変更)

第16条 市長は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本規約内容の一部を会員への通告なしに変更することができる。

付 則

この規約は、平成28年3月1日から施行する。



<p><b>※レポーターとしての PR情報</b>  (つちレポとして活動  する目的やPRなど、  200文字以内で記入く  ださい。)  <b>【公表いたします。】</b></p>	
--	--

※土浦市シティプロモーションホームページでレポーター情報（顔写真【関連する写真や土浦のPRしたい写真】、レポーター名、活動目的）を紹介いたします。また、掲載した情報にレポーター名と性別を掲載いたします。

※後日、「つちうら」まちのレポーターとして活動するための会員証（氏名、レポーター名、顔写真入り）をお渡しいたします。

※お店などの情報を掲載する場合、必ず取材先に了解を得てください。（ホームページ等に公開されている情報は除きます。）

**【参考】**

土浦市シティプロモーションサイトに係る会員（「つちうら」まちのレポーター）利用規約  
（会員の禁止事項）

第6条 会員は、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

- （1）公序良俗に反する行為
- （2）法令に違反する行為
- （3）土浦市及び他の会員又は第三者の著作権を侵害する行為
- （4）土浦市及び他の会員又は第三者を誹謗(ひぼう)又は中傷する行為
- （5）土浦市及び他の会員又は第三者に不利益を与える行為
- （6）選挙運動又はこれに類似する行為
- （7）政治活動、布教活動又はこれらに類似する行為
- （8）前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と判断する行為



年 月 日

（届出先）土浦市長

（申請者）レポーター名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（電話番号 \_\_\_\_\_）

土浦市シティプロモーションサイトに係る会員（「つちうら」まちのレポーター）登録廃止届

土浦市シティプロモーションサイトに係る会員（「つちうら」まちのレポーター）の登録を廃止したので、土浦市シティプロモーションサイトに係る会員（「つちうら」まちのレポーター）利用規約第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

【理由】

廃止理由	
------	--